

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から同年12月まで
② 昭和54年4月

私が学生であった申立期間①については、母が昭和44年8月ごろに私の国民年金の加入手続を区役所で行い、定期的に自宅を訪れる区役所の職員に保険料を支払っていたと母から聞いていた。

また、申立期間②については、私が昭和54年5月に任意加入の資格喪失を当時住んでいた市役所に届出ており、それまでの間の保険料は納付していた。申立期間①及び②が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の母が、申立期間中の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母は高齢のため事情聴取が不可能であり、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、申立期間における申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年5月16日に払い出されており、その時点では、申立期間①の保険料は過年度保険料となることから、区役所で納付できないと考えられる。

さらに、申立人に係る特殊台帳の昭和44年度の摘要欄に「8～12」との記載があり、44年8月から同年12月までの保険料が未納であることが記録されているとともに、申立人が当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿においても、申立期間は空白となっており、両機関の記録は合致している。

2 申立期間②は1か月と短期間であるとともに、申立人は、結婚した昭和48年3月から54年5月までの国民年金に任意加入した期間の国民年金保険料を完納し、54年5月に任意加入の被保険者資格の喪失手続を行っている

にもかかわらず、その前月となる 54 年 4 月分の保険料を納付していないとするのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月
② 昭和45年2月

昭和44年4月に会社を退職した後、実家のある町（現在は、市）に帰り、自分で国民年金の加入手続を行い、45年3月分までは、毎月町役場で保険料を納付しており、申立期間①及び②が未納となっていることに納得がいかない。

また、申立期間②については、町役場の職員から私の国民年金保険料の未納期間があると言われその期間の保険料を支払ったとの連絡が母からあり、母が保険料を納付したことを示す領収書を見た記憶があり、確かに母が未納期間の保険料を納付したと思うので、申立期間の納付記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人及びその母親が申立期間中の申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間について、申立人が保管している同人の国民年金手帳には国民年金の被保険者資格の取得日が「昭和44年6月17日」から「昭和44年5月1日」に訂正されており、社会保険庁のオンライン記録でも平成10年4月3日付けで資格取得日が昭和44年5月1日に記録訂正されていることから、記録訂正までは申立期間①については、申立人が国民年金の被保険者ではなかった期間と推認でき、記録訂正された時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できなかったものと推認される。

さらに、申立人が保管している国民年金手帳の申立期間①の国民年金印紙検認記録欄は、斜線で抹消されており、保険料を納付した状況はうかがえない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和45年3月までは当時、申立人が居

住していた町の役場で国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が保管している同人の国民年金手帳の45年2月の国民年金印紙検認記録欄には検認印が無く空欄となっており、保険料を納付したとする申立人からも検認印が無いことについて具体的な説明が得られない。

しかしながら、申立人の母は、「町役場へ行った際に役場の職員から申立人の国民年金が未納となっている」と言われ、その期間の保険料を納付し、領収書をもらったことを申立人へ連絡したと証言している上、同役場は、「申立期間②当時、国民年金手帳を持参しなければ保険料を納付することはできなかったとは言い切れない」と証言しており、昭和45年4月までなら町役場で申立期間②の現年度保険料を納付できたと推測できることから、申立人の母の証言に不自然さはみられない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の昭和44年6月から45年1月までの国民年金保険料の納付が確認できたことから、平成10年4月3日に納付記録が追加されており、行政側の保険料収納の事務処理に不手際があったことがうかがえる上、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間②の国民年金保険料のみ、納付しなかったと考えるのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月、63年9月、平成2年9月及び4年4月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額記録については、昭和49年1月は8万円、63年9月は16万円、平成2年9月は18万円、4年4月から同年7月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月4日から平成6年12月1日まで
年金受給が始まる前に社会保険事務所で年金支給額を問い合わせたが、年金額があまりにも少ないので調べてもらったところ、昭和38年12月から平成6年11月まで勤務したA社の全期間について、標準報酬月額が減額されていたことが分かった。控除された金額が適正なものとして信じていたので、減額された年金額を復活してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額から昭和49年1月は8万円、63年9月は16万円、平成2年9月は18万円、平成4年4月から同年7月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されていた標準報酬月額が昭和49年1月、63年9月、平成2年9月及び4年4月から同年7月までの期間について、すべて一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和49年4月、49年6月から63年8月までの期間、63年10月から平成2年8月までの期間、2年10月から4年3月までの期間、4年8月から6年5月までの期間及び6年7月については、申立人が提出した給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、報酬月額に見合う標準報酬月額を下回る上、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額以下であることから、特例法による記録の改正及び保険給付の対象には該当しない。

また、昭和47年7月、同年12月、48年7月及び同年12月の報酬月額は申立人が提出した給与明細書により確認できるが、申立てどおりの厚生年金保険料が控除されていることは確認できない。さらに、38年12月から47年6月までの期間、47年8月から同年11月までの期間、48年1月から同年6月までの期間、48年8月から同年11月までの期間、49年2月、同年3月、同年5月、平成6年6月及び6年8月から同年11月までの期間については、給与明細書は無く、厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

このほかに、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除していたと認めることはできない。

なお、申立人は、給与明細書の支給金額を基に標準報酬月額を算定し、年金額（記録）を訂正してほしいと申し立てているが、厚生年金法第75条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者期間であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、当該給与明細書支給総額に基づき記録を訂正したとしても、保険給付には反映されない。

したがって、上記のとおり、特例法に基づき、標準報酬月額の改定若しくは決定、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われる範囲で、標準報酬月額に係る記録の訂正についてあっせんを行うものである。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 22 日から 38 年 1 月 21 日まで
社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

退職時に A 社 B 工場から脱退手当金の説明は受けておらず、脱退手当金の支給を受けた記憶も無く、退職から 3 年以上経過してから脱退手当金の支給を受けたことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 年 4 か月後の昭和 41 年 5 月 10 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 38 年 3 月 26 日に結婚し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 13 日から 39 年 5 月 26 日まで
② 昭和 39 年 7 月 10 日から同年 9 月 16 日まで
③ 昭和 40 年 1 月 7 日から 42 年 3 月 25 日まで

社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

退職後は実家のある市に帰っており、申立に係る事業所と連絡もとっておらず、自分自身で請求したことも無い。また、当時、脱退手当金の制度を承知しておらず、脱退手当金の支給を受けた記憶も無いので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格の喪失日から約 4 年 3 か月後の昭和 46 年 6 月 24 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 39 年 12 月 22 日に結婚し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 42 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 42 年 7 月まで

昭和 36 年 5 月 3 日に結婚し、夫の実家がある市に転居した。結婚後は夫の両親が経営していた家業を夫とともに手伝い、経理は義母が行っていたため、私が国民年金保険料を納付することは無かったが、後になって義母から、私の将来を心配して、国民年金に加入してくれていたことを教えられ、ありがたく思ったことを覚えている。保険料は当初 100 円で、後に 150 円に増額したことが記憶にあり、当時、日掛預金していた信用組合の職員が自宅に毎日集金に来ていたので、その際に義母と一緒に納付してくれていたのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の義母は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録上、昭和 45 年 10 月 31 日に払い出され、同年 8 月 2 日に資格取得しているため、申立期間は国民年金被保険者となっていない期間であるが、申立人は申立期間に係る国民年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人が入籍した時期（婚姻及び転居年月日は昭和 37 年 8 月 31 日）の払出簿（昭和 37 年 8 月から 38 年 4 月まで）を調査しても申立人の氏名は無いことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の義母が日掛預金していた信用組合の集金の際に保険料を納付していたのではないかと述べているが、当時は国民年金手帳を使用した印紙検認方式による納付であり、金融機関では保険料を納付でき

なかったことから、申立人は申立期間の保険料の納付状況を十分承知していたとは認められないほか、申立期間のうち、入籍前の昭和 36 年 6 月から 37 年 7 月までの期間については、申立人は実家のある市に住民票があったとみられ、結婚後に居住していた市では国民年金の加入手続を行うことができなかったなど、申立内容には当時の事実関係と符合しない点が見受けられる。

加えて、申立人の義母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 528 (事案 44 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで

昭和 40 年に町内会の役員の勧めにより、夫婦で国民年金に加入した以後、同役員の集金により、夫婦二人分の保険料を納付していたことを申し立てたところ、納付記録の訂正は認められなかったが、その後、新たな証言者二人が見付かったので改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に聴取しても申立期間等における納付状況の具体的な記憶が無いこと、ii) 市町村に保管されている国民年金未加入者カードによると、昭和 61 年 10 月に市町村職員が申立人に対し 60 歳以降も任意加入しなければ国民年金受給資格が取得できない旨の説明をしたところ、今払えないので、来年になったら考える旨を回答したとの記録があり、当時、申立人は申立期間の未納を認識していたと考えられること、iii) 申立人と同様に納付していたとする申立人の妻も未納となっていること等から、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、新たに申立人の主張があった二人の証言者から聴取しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな証言は得られず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 56 年 3 月まで

昭和 54 年 5 月ごろ、隣に住んでいた民生委員の勧めで、亡祖母が私の国民年金の加入手続を行った。亡祖母が 55 年 4 月 28 日に昭和 55 年度保険料として 4 万 8,830 円を農協支所で前納したが、私はその後同年 6 月 1 日付けで厚生年金保険適用事業所の病院に勤務した。社会保険庁の記録では、厚生年金保険と国民年金が重複した申立期間の国民年金保険料は還付されたこととなっているが、私は還付を受けた記憶は無く、また、国民年金保険料の領収書や税金還付の書類、57 年に受け取った失業保険の記録などはきちんと保管しているが、この還付に関する書類が無いのもおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が納付されたことは申立人が所持している領収書により確認できるものの、申立期間は申立人が厚生年金保険の被保険者となっている期間であり、この期間を国民年金保険料の納付済期間とすることはできず、この過誤納が判明した時点で別の期間の保険料に充当できる期間も無かったことから還付処理されたものであり、その処理自体に誤りは認められない。

また、申立期間に係る社会保険庁の国民年金保険料還付の関係書類は保存期限経過のため存在しないが、社会保険庁の特殊台帳には、還付対象期間、還付金額、処理日が確認できるとともに、市町村の国民年金被保険者名簿にも還付の記録があり、この記載内容に不合理な点は認められず、還付に係る事務処理が適正に行われなかったことを疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料還付が生じた経緯である、i) 国民年金の加入手続、ii) 申立期間の保険料納付、iii) 申立人の厚生年金保険の資格取得に伴う国民年金の資格喪失の手続に関与していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 46 年 2 月までの期間及び 47 年 9 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 46 年 2 月まで
② 昭和 47 年 9 月から同年 11 月まで

私は、昭和 37 年 3 月 9 日に結婚し、亡夫が国民年金には入らなければならないと言っていたので、同年 4 月から婦人会の集金人に国民年金の保険料を納付していた。国民年金の加入手続はいつごろどのようにしたかは憶えていないが、亡夫が行ったと思う。保険料は月 100 円ぐらいから少しずつ上がっていったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 2 月に払い出され、申立人は 48 年 11 月 30 日に国民年金の被保険者資格（任意）を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間とされているが、申立人は申立期間においても任意加入の対象者であり、さかのぼって被保険者資格を取得することはできず、保険料を納付することもできない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続に関与しておらず、これを行ったとする申立人の夫は既に死亡しているため、国民年金の加入手続の状況が不明である上、申立人は申立期間に係る国民年金手帳が存在した記憶は無く、申立期間に係る払出簿（昭和 37 年 12 月から 38 年 2 月まで）を調査しても申立人の氏名は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

さらに、i) 申立人は、申立期間の保険料について、市役所から送付された納付書により婦人会の集金人に納付していたと述べているが、申立人が結婚後に居住していた市において納付書による納付方法が開始されたのは昭和

49年度からであること、ii) 申立人は昭和37年12月20日に実家のある市から婚姻により別の市に転居しており、37年4月の時点では転居先の市では国民年金に加入することができなかったものと推察されるなど、申立人の主張には当時の事実関係と符合しない点が見受けられる。

加えて、申立期間②についても、社会保険庁の記録上、厚生年金保険資格喪失後の任意未加入期間であるが、申立人は国民年金の加入手続を行った覚えは無いとしており、国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から46年9月まで
昭和45年又は46年ごろ、父親から「国民年金に加入し、空いていた期間をまとめて払っておいた。」と言われたことを覚えており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとされる申立人の父親は高齢もあって具体的な納付状況等を覚えていないとして証言が得られないため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、社会保険庁の旧国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、加入当初は、昭和46年10月1日とされていたことが確認でき、加入当初の時点では、申立期間は申立人が国民年金の被保険者ではなかったと推察される。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月、5年3月、6年3月及び7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成4年3月
②平成5年3月
③平成6年3月
④平成7年3月

厚生年金保険を月末喪失すると、その月は国民年金へ加入しなければならないことは知っており、加入手続は誰が行ったか覚えていないが、母が妹の保険料と一緒に町役場で納付書に現金を添えて納付してくれていたのに、未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁等の記録によると、申立期間①から④までの国民年金加入記録については、平成9年11月27日付けで入力処理されたことが確認され、この時点では、申立期間①から④までの保険料については時効により納めることができない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された4年10月29日時点では、申立期間①の保険料は過年度保険料となり、申立人が主張する町役場での納付もできず、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧である上、申立人の母からも保険料納付を裏付ける証言は得られず、申立人及び申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年8月までの期間及び62年11月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和62年4月から同年8月まで
②昭和62年11月から同年12月まで

昭和62年3月末に会社を退職し、私が社会保険事務所と市役所に出向いて手続をした。納付方法は、毎月納付書に現金を添えて市役所の支所に妻の保険料と一緒に納めに行っていた。当時の保険料額は1万円ぐらいだったと思う。妻の保険料が納付済みとなっているのに、世帯主の私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和62年3月末に会社を退職し、私が社会保険事務所と市役所に出向いて手続をした。」と述べているところ、申立期間①及び②について、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間②について、申立人は、国民年金の加入手続をした記憶は無いとしている。

また、申立人は、「毎月納付書に現金を添えて市役所の支所に妻の保険料と一緒に納めに行っていた。」と主張しているところ、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻については、申立期間①直後における申立人の厚生年金保険への加入に伴う国民年金の種別変更（第1号被保険者から第3号被保険者への変更）が申立期間②後の昭和63年3月3日付けで処理され、納付済保険料の一部（昭和62年9月分の保険料）が過誤納により還付された記録が確認できるが、申立人にはその記憶は無く、申立人とその妻と一緒に納付していた状況は認められない。

さらに、申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付した

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 58 年 12 月まで
昭和 53 年に A 社に入社し、事故車両の修理及び車両の塗装を行っていた。しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、記録が無いことになっているのは、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書をみると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、このほかに、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる関連資料は無い。

また、申立人が勤務していた A 社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたと主張している事業主及び同僚は、申立期間において、国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月9日から43年3月31日まで
昭和38年11月9日から43年3月31日まで臨時職員としてA市に勤務し、宅地造成を行い宅地分譲をする際の山林等の開拓・測量等の補助などの業務を行っていた。同市が発行した在職期間証明書などから勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する当該事業所に係る被保険者原票には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

また、臨時職員辞令簿に記載されている申立人の任用期間をみると短期間任用の繰り返しとなっている上、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたと主張している臨時職員の同僚は、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者ではない。

さらに、臨時職員辞令簿に基づく在職期間と雇用保険の加入記録をみると、どちらも昭和41年5月17日までの勤務となっている。

加えて、申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 337

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
父が急死したため、高校を卒業後すぐに兄と共同でA社を継承しました。
しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、昭和 36 年 4 月 1 から 40 年 1 月 1 日まで、加入記録が無いことになっているのは、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い上、厚生年金保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者台帳記号払出簿をみると、申立人の資格取得日は、昭和 40 年 1 月 1 日と記載されている。

また、申立人の元同僚について、厚生年金保険の加入状況をみると、被保険者でない者がみられる。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無く、申立期間後に雇用保険の被保険者となっていることが確認できる。

加えて、申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 338

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所へ照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していないとの回答を受けた。

A社が人手不足のため、そろばんができる人を探しており、私がそろばん 1 級の資格を持っていたのですぐ採用が決まり、会計課で工員の給与計算をしていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、保存している辞令簿及び被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていないと回答している。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、複数の元同僚に照会するも死亡や連絡不能等のため、申立期間当時の状況に関する証言は得られなかった。

加えて、申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 342

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
A社に勤務していた時の給与明細書があり、平成 2 年 2 月分から 5 年 1 月分までの 36 か月間厚生年金保険料を控除されているのに、厚生年金保険の加入期間が 35 か月間しかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人は、平成 5 年 1 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるものの、申立人に係る雇用保険の加入記録並びに事業主から提出された社員名簿、申立人からの在籍期間の照会に対するA社の回答書及び平成 5 年分給与所得源泉徴収票の摘要欄から、申立人が平成 5 年 1 月 30 日に同社を退職していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入する」とされており、また、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成 5 年 1 月 31 日であり、申立人の主張する平成 5 年 1 月は、申立人が厚生年金保険の被保険者であった期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。